

★平成24年度税制改正要望出そろ

平成23年度税制改正法案は未成立のまま今日を迎えている中、平成24年度税制改正要望が9月末に各省庁から提出されました。平成23年度税制改正法案策定時に比べ、個人関連の改正要望項目は租税特別措置の期限延長を中心とした小振りなものとなっています。今後第3次補正予算に伴う税制改正と合わせ、政府税制調査会で年末に向けて議論が進められていきます。

また、相続税・贈与税の増税等の平成23年度税制改正法案について、政府は現在もなお成立させる意向を持っています。今年は税制にとっては異例すくめの一年ですが、最後の最後まで目が離せなくなりそうです。

＜個人資産税を中心とした各省庁から出た主な平成24年度税制改正要望の内容＞

税目	項目	適用期限	動向
所得税	居住用財産の買換え特例 (譲渡益の繰延、譲渡損の繰越)	H23. 12. 31	国土交通省から適用期限2年延長の要望あり
所得税	配偶者控除の見直し	-	厚生労働省から雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除の見直し要望あり
所得税 法人税	特定の事業用資産の買換え特例 (保有期間10年超)	H23. 12. 31	国土交通省から適用期限3年延長の要望あり
贈与税	住宅取得資金の贈与税の非課税措置	H23年分 まで措置	国土交通省から非課税額を1,500万円に拡充の上、H25まで適用期限延長の要望あり
贈与税	相続時精算課税制度の住宅取得資金に関する特例制度	H23年分 まで措置	国土交通省から適用期限2年延長の要望あり
固定 資産税	新築住宅に係る固定資産税の減額措置	H24. 3. 31	国土交通省から適用期限2年延長の要望あり
不動産 取得税	土地・住宅に係る不動産取得税の特例措置	H24. 3. 31	国土交通省から適用期限について、①課税標準、税率は3年、②ディベロップパー関連の特例は2年の延長要望あり

★金地金等の譲渡について支払調書制度が設けられました

平成23年度税制改正で、平成24年1月1日以後の金地金等取引業者を通じた金地金等の売却取引について支払調書制度が整備されました。1回あたりの金地金等の売却価格が200万円を超える場合、取引業者は右のような支払調書を税務署宛提出することになりました。

金地金等を売却し売却益が出た場合には、その年分の所得税の確定申告において譲渡所得として申告が必要です。

これまで、金地金等を売却した場合、確定申告は不要と考えていた方も多いようですので、くれぐれもご注意ください。

※金地金等＝金地金、白金地金、金貨、白金貨をさす。

(長掛栄一)

平成 年分 金地金等の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)			
	氏名			
金地金等の種類	重量	数量	支払金額	支払確定年月日
			千円	・・
				・・
				・・
				・・
(摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は称			
(電話)				
整理欄	①	②		